

令和7年度厚木市市民協働推進委員会第2回会議議事録

- 1 日 時 令和7年9月10日（水）午前10時から11時まで
- 2 場 所 厚木市役所第二庁舎16階会議室B
- 3 出席者 厚木市市民協働推進委員7人
市民協働推進課長、市民協働推進係長、同係員2人
- 4 傍聴者 0人
- 5 案 件
(1) 令和6年度厚木市市民協働推進条例の運用状況について
(2) 令和8年度市民協働提案事業の第二次審査について

6 配付資料

- (1) 資料1 令和6年度市民協働推進条例運用状況報告書
- (2) 資料2 運用状況データ集（R2-R5）
- (3) 資料3 各委員意見書（書式）
- (4) 資料4 点検結果報告書記載マニュアル
- (5) 資料5 令和5年度市民協働推進条例運用状況に対する意見書
- (6) 資料6 令和8年度市民協働提案事業手引き
- (7) 資料7 令和8年度市民協働事業応募一覧
- (8) 資料8 令和8年度市民協働提案事業 第二次審査調書（書式）
- (9) 資料9 令和8年度市民協働提案事業 第二次審質問事項（書式）

7 会議内容

- (1) 令和6年度厚木市市民協働推進条例の運用状況について

【事務局】

資料1につきましては、市民協働推進条例の規定に基づき、市民協働推進委員会に御報告する令和6年度の市民協働条例の運用状況です。第1条から第5条及び第13条につきましては、条例の目的や用語の定義などを規定している条文であるため、運用状況の報告及び委員会としての評価はしないものとします。第6条から第12条につきましては、この後、条ごとに運用状況の報告をさせていただきますので、後日、各委員から意見書を提出していただき、とりまとめたものを第4回会議で委員会として評価をしていただきたいと思います。

【委員長】

それでは第6条について事務局から運用状況の報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき運用状況を報告)

【委員】

ボランティアに関する相談では、どのようなものがありますか。また、窓口はどちらになりますか。

【事務局】

窓口は第二庁舎3階の市民協働推進課でボランティア相談員さんに月に2回お越しいただき、相談を受け付けています。主な内容としましては、ボランティアの団体を立ち上げたいといった相談やこんな活動をしたいと思っているがどのように行えばよいかといった相談が多いです。

【委員】

ボランティア相談員さんが受けた相談件数が報告されていますが、普段から市民協働推進課で相談受けているはずなので、その件数も報告に入れた方がいいと思います。

【事務局】

委員のおっしゃるとおり、各公民館・地区市民センターや市民協働推進課でも相談を受けることがございます。今後、報告項目とするようにいたします。

【委員長】

それでは第7条について事務局から運用状況の報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき運用状況を報告)

【委員長】

道路里親制度というのはどのようなものですか。

【事務局】

団体を里親として認定して、道路脇にある花壇や植栽の管理や市道の美化清掃など道路の維持管理に御協力いただく制度です。

【委員長】

それでは第8条について事務局から運用状況の報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき運用状況を報告)

【委員】

(質問なし)

【委員長】

それでは第9条について事務局から運用状況の報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき運用状況を報告)

【委員】

災害救援ボランティア活動補償制度は実績としてはなかったということによろしいですか。

【事務局】

補償制度自体は運用していましたが、令和6年度の利用実績は0件でした。

【委員長】

それでは第10条について事務局から運用状況の報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき運用状況を報告)

【委員】

(質問なし)

【委員長】

それでは第11条について事務局から運用状況の報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき運用状況を報告)

【委員】

(質問なし)

【委員長】

それでは第12条について事務局から運用状況の報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき運用状況を報告)

【委員】

(質問なし)

【事務局】

運用状況報告は以上になります。資料1から5を参考に9月24日までに市民協働推進課に意見書の提出をお願いいたします。取りまとめものを改めて委員会に御報告したいと思っております。

(2) 令和8年度市民協働提案事業の第二次審査について

【事務局】

(資料に基づき説明)

【事務局】

改めて通知しますが、令和8年度市民協働提案事業の第二次審査は10月3日の開催となりますのでよろしくお願いいたします。

また、事前質問については、団体に送付し、当日に回答できるようにいたしますので、9月24日までに御提出いただきますようお願いいたします。

【委員】

事前質問はすべての団体に対して、行うものですか。

【事務局】

すべての団体に対する質問で構いません。また、個別に質問していただくことも可能です。

【事務局】

参考までに、去年の質問事項を御紹介します。市民協働提案事業は3年間継続して申請することが出来る制度ですが、4年目以降は市から補助がなくなるため、どのように予算を確保するかという質問が多くありました。その他には、事業の内容について、詳細を伺ったりしていました。もちろん、当日、プレゼンテーション審査の中で疑問に思うことがあれば、その場でお聞きすることも出来ます。

【委員長】

森の里では、地域コミュニティバスの運行をこの制度を使ってやっていました。団体は自分たちで除草作業などを請け負って予算を確保していました。昨年からコミュニティバスは市が運営するようになったため、今は、モビリティバイクを利用して地域の防犯パトロール行うなど違う取組を行っています。

【委員】

フードパントリーえんむすびの資料の中に社会福祉協議会が出てきますが、特に利害関係があるというわけではないのでご承知おきください。

【委員長】

移動子育てサロンもここで少し変わると聞きました。

【事務局】

利用の多い地域にいくつか重点地区を設けて回数を増やし、対象者の範囲も拡大すると聞いています。厚木市には児童館が38館あり、市役所まで来なくても子育ての相談が受けられるメリットは大きいと思います。

【委員】

感想になりますが、市民協働の実施形態の事業件数がとても伸びていることが純粹にすごいと思いました。日々の取組の成果の現れだと思います。

【委員】

各申請の補助額は満額出る前提ですか。事業内容をみればいいのですか。

【事務局】

来年度の予算になるので要求通り、予算が成立すれば、申請のとおり交付できる予定です。事業内容と予算のバランスなども評価していただきたいと思います。

【委員長】

他に御意見等ございますか。
無ければ、事務局にお返しいたします。

【事務局】

以上で本日予定していた案件は全て終了しました。ありがとうございました。

(閉会)